資料５

第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画　構成素案　概要

■　大阪府では、平成16年3月に「大阪府母子家庭等自立促進計画」、平成21年12月に「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」、平成27年3月に「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」、令和2年3月に「第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進に努めてきた。

■　この間、国において、令和5年4月にこども家庭庁が設置され、「こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）」の「加速化プラン」や「こども大綱（令和５年12月22日閣議決定）」において、ひとり親家庭への支援について掲げられた。

■　また、大阪府においては、国に先立ち、令和4年4月に子ども家庭局を設置するとともに、令和2年6月に大阪府立母子・父子福祉センターが開設され、就業支援や生活相談、養育費や親子交流に係る相談を実施している。

■　さらに、国の法制審議会家族法制部会においては、離婚後の子どもの養育に関して、民法改正も含め、養育費の確保や親子交流支援について議論がなされている。

■　こうしたことから、第四次計画に基づく施策の実施状況や評価、第五次計画策定に係るアンケート調査の結果などを踏まえ、令和7年度以降のひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方や今後の施策の方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図るため、「第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するもの。

計画策定の趣旨

子育てと生計をひとりで担っている、ひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。

～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

基本理念（第一次から第四次計画の理念や考え方を継承）

令和７年度から令和１６年度までの１０年間

計画の期間

**「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針｣(令和２年３月２３日厚生労働省告示)について**

１　国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、自立促進計画を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策を実施することが必要。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援を展開する等、市町村に対する支援を行うことが必要。

２　関係機関相互の協力

３　相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の悩みや課題の内容のいかんにかかわらず、まず相談でき、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせて、また、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う必要。

４　子育て・生活支援の強化

５　就業支援の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要。

６　養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進

養育費の確保については、養育費の取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要。

面会交流に関する意義や課題等を双方の親を含む関係者が認識した上で、取決め・実施が適切になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要

７　福祉と雇用の連携

８　子どもの貧困対策

就業支援を中心として、各種支援策を総合的に展開し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立、生活の安定と向上を図ることは、子どもの貧困対策にも資するもの。

国は、地方公共団体による子どもの貧困対策計画の策定を促し、地方公共団体は、関係機関と連携しつつ、策定した計画に基づく各施策を着実に実施していくことが重要。

１　国、大阪府及び市町村の役割分担と連携による支援

２　福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援

３　相談・情報提供機能の連携による早期からの支援

推進にあたっての基本的な考え方

　第四次計画の６つの基本目標を継承するとともに、子どもの貧困対策も踏まえた施策を総合的に推進する。

１　就業支援

２　子育てをはじめとした生活面への支援

３　養育費の確保・面会交流支援

４　経済的支援

５　相談機能の充実

６　人権尊重の社会づくり

自立支援策の基本的な目標

■　母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく、ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する事項を定める自立促進計画

■　「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を指針とする。

■　「（仮称）大阪府子ども計画」など、関連計画との整合性を図る。

計画の位置づけ

■　府の関係部局、国、市町村及びひとり親家庭等に関する福祉団体等が連携し、施策の推進に取り組む

■　適宜、計画に定めた施策について進捗状況の把握・公表を行うとともに、子ども家庭審議会計画策定専門部会ひとり親家庭等自立促進計画策定ワーキンググループに対し、進捗状況の報告や意見を求めることにより計画の進行管理を行う。

計画の進行管理

第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画　構成素案　概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画 | 第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画　（案） |
| 計画期間 | 令和２年度～令和６年度（５年間） | 令和７年度～令和１６年度（１０年間） |
| 基本理念・  目標等 | 【基本理念】  ○　第一次及び第三次計画の理念や考え方を継承  ひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭の一つの形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子供を育てることのできる社会づくりを目指す。  ［着目点］  ・子どもの貧困対策計画（第二次計画）と連携した取組の推進  ・大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）改正など、新たな制度改正等を契機とした取組の実施 | 【基本理念】  ○　第一次から第四次計画の理念や考え方を継承  ［着目点］  ・国のこども家庭庁が設置や大阪府の子ども家庭局の設置など、ひとり親家庭支援だけではなく、貧困世帯等への支援など、子どもに関連する各種支援を連携して実施。  ・大阪府立母子・父子福祉センターの開設により、専門的な施設として、ひとり親家庭等の就業支援や生活相談、養育費や親子交流に係る相談を実施。  ・国の法制審議会家族法制部会における議論を踏まえて、養育費確保や親子交流支援について継続して実施。 |
| 【基本目標】  ○　第一次から第三次計画の６つの基本目標を継承し、「就業支援」に向けた取組の推進を最重点課題とするとともに、子どもの貧困対策に係る取組等を推進  (1)就業支援  【就業あっせん】  ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進  ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携  ・ 地域就労支援事業による就労支援  ・ 母子・父子自立支援員による就業相談  ・ OSAKA しごとフィールドによる就労支援  ・ 公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供  ・ 公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介  【職業訓練等の実施・促進】  ・ 公共職業訓練の実施  ・ 就業支援講習会の実施  ・ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施  ・ 技能習得期間中の生活資金貸付の実施  ・ 職業能力形成プログラム（ジョブ・カード制度）の推進  【就業機会創出のための支援】  ・ 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ【重点】  ・ ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進【重点】  ・ 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進【重点】  ・ 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用を通じた正規雇用へのｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ【重点】  ・ ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設【重点】  ・ ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進【重点】  ・ ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援  ・ 特定求職者雇用開発助成金の活用  ・ 試行雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進  ・ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進 | 【基本目標】  ○　第一次から第四次計画の６つの基本目標を継承し、「就業支援」に向けた取組の推進を最重点課題とするとともに、子どもの貧困対策や養育費確保・親子交流支援、相談体制の充実に係る取組等を推進  (1)就業支援  ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進【重点】  ・ 就業支援講習会の実施【重点】  ・ 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ【重点】  ・ ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の実施【重点】 |
|  | 第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画 | 第五次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画　（案） |
| 計画期間 | 令和２年度～令和６年度（５年間） | 令和７年度～令和１６年度（１０年間） |
|  | (2)子育てをはじめとした生活面への支援  ・ 保育所等優先入所の推進  ・ 多様な保育、子育て支援サービスの提供  ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実  ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポートセンター事業の活用  ・ 生活支援講習会等事業の実施  ・ 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援  ・ 公営住宅における優先入居の推進等  ・ 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等  ・ 子どもの学習支援等の推進  ・ 子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への生活支援【重点】  (3)養育費の確保・面会交流支援  ・ 面会交流に向けた支援【重点】  ・ 養育費確保に向けた取組の推進【重点】  ・ 養育費相談支援センター事業等との連携  ・ 法律等相談事業の実施  ・ 母子・父子自立支援員等による相談機能の強化  ・ 市町村や専門機関との連携  (4)経済的支援  ・ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の円滑な貸付事業の実施  ・ 児童扶養手当の給付業務の実施等  ・ ひとり親家庭医療費助成等の実施  ・ 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援  (5)相談機能の充実  ・ 母子・父子自立支援員等による相談支援の実施  ・ 府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実【重点】  ・ 土日・夜間相談事業の実施  ・ 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施  ・ 子ども家庭センター等による相談事業の実施  ・ 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実  ・ 府・市町村担当課による情報提供等の充実  ・ 関係機関との相互連携の推進  ・ 学校等教育機関との連携の推進  (6)人権尊重の社会づくり  ・ 人権啓発に関する施策の推進  ・ 入居差別解消に向けた啓発の実施  ・ 企業に対する公正採用に関する啓発の実施  ・ 個人情報の取扱い等に関する取り組みの推進 | (2)子育てをはじめとした生活面への支援  ・ 子どもの学習支援等の推進【重点】  ・ 子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への生活支援【重点】  (3)養育費の確保・親子交流支援  ・ 離婚前後の親等への普及啓発【重点】  ・ 親子交流に向けた支援【重点】  ・ 養育費確保に向けた取組の推進【重点】  (4)経済的支援  (5)相談機能の充実  ・ 府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実【重点】  (6)人権尊重の社会づくり |